

令和2年4月9日

大阪市消防局からのお知らせ

休業中の事業所や住宅における火災予防について

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令に伴い、普段とは異なる生活形態となることが多くなりますが、以下の事項にご留意いただき火災予防を心がけてください。

1 休業中の事業所の防火管理について

- 火気・電気の確認

- ① ガスの元栓の閉鎖
- ② 電気配線の状況の確認
- ③ 使用していない電気器具はコンセントから外す

- 放火防止の徹底

- ① 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しない
- ② 出入口、倉庫、車庫等の施錠を確実に行う

- 避難施設の維持管理

避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守してください

- ① 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設には、避難の支障になる物品等を置かない
- ② 防火設備（防火戸、防火シャッター）は、常時閉鎖または火災時に自動閉鎖できるよう閉鎖の支障となる物品等を置かない
- ③ 防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない

2 住宅内の火災予防について

- 火気取扱い時の注意

- ① 火気使用時はその場を離れない
- ② こんろの周囲を整理整頓する

- 放火防止の徹底

- ① ゴミや段ボールなどの可燃物を屋外に放置しない
- ② ゴミは収集日、時間を守って出す